

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 障がいを理由とする差別を解消するための措置（第十条—第十五条）

第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制（第十六条・第十七条）

第二節 紛争の解決を図るための体制（第十八条—第二十四条）

第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（第二十五条—第三十一条）

第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進（第三十二条・第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

近年、障がい者の権利の擁護を図る取組が国際的に進展しており、平成十八年十二月には、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずるといふ社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置を講じることが定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整を行うことであることを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などの取組を推進しており、三重県においても、これらを踏まえつつ、障がい者の権利の擁護を図る取組を推進しているところである。

しかしながら、現状においては、障がい者はもとより、その家族も様々な差別に直面している状況が存在する。また、障がいを理由とする差別の解消を図る上で社会的障壁の除去を実施することが重要であることについての理解がまだまだ十分でなく、社会的障壁の除去の実施を推進することが依然として課題となっている。加えて、障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他

の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある。

障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる三重県づくりを進めるに当たっては、障がい者の自立及び社会参加を妨げている諸要因の解消を図ることが必要であり、そのためには、県民が互いに支え合う心を育むとともに、社会全体で常に障がい者の立場に立って社会的障壁の除去の実施に取り組む環境を整備していかなければならない。我々は、このような三重県づくりを進めることが、ひいては誰もが幸福を実感することができる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現にも寄与することになると確信している。

ここに、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(趣旨)

条例案の制定の背景を明らかにしたものです。

第一段落では、障害者権利条約の成立と我が国の批准の状況に触れ、障がい者の権利擁護の取組の進展を明らかにしました。

第二段落では、障害者権利条約が採用した考え方のうち、特に重要とされる障がいの「社会モデル」と差別の禁止（合理的配慮の否定を含む。）の考え方を示しました。

第三段落では、この条約に基づく国内法の整備等の状況や三重県における状況を明らかにしました。

第四段落では、委員会における調査結果等を踏まえ、障がい者を取り巻く現状と課題を示し、条例の制定の必要性を明らかにしました。

第五段落では、第四段落で示した現状と課題に対し、この条例案で取り組む事項の要点を明らかにしました。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（以下「共生社会の実現に向けた施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）その他の関係法令（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）その他の障がい者に関する施策に係る条例を含む。第四条第二項及び第九条において同じ。）と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(趣旨)

条例案の目的を明らかにしたものです。

この条例案は、「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に掲げています。これは、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）においても掲げられており、これにより、この条例案がこれらの法律と同じ理念に基づくものであることを明らかにしています。

条例案では、①障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策、②障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、の推進を掲げており、①と②を一括して「共生社会の実現に向けた施策」と称することとしています。

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策」は、差別的取扱いの禁止・合理的な配慮の提供義務、障がいを理由とする差別を解消するための措置、相談体制・紛争解決を図る体制の整備を一括したものです。

「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」は、障害者基本法が定める施策の名称と同一であり、条例案の施策が障害者基本法に基づく施策を具体化し、又は補完するものであることを明らかにしています。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 合理的な配慮 全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。
- 四 行政機関等 地方公共団体（県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地方公共団体をいい、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 五 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第二条第七号に規定する事業者をいう。

（趣旨）

条例案における重要な用語についての定義規定です。

（1）障がい者

条例案では、障害者基本法及び障害者差別解消法の「障害者」と同一の概念によることとしています。これにより、条例案についても、障がいの「社会モデル」（日常生活等での制限が「機能障がい」のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を採用することを明らかにしました。

条例案の定義と法律の定義との違いは、①「障がい」の定義に「高次脳機能障がい」と「難病に起因する障がい」を加えたこと、②日常生活等の制約に関し、「断続的」を加えたこと、です。

これらは、障害者基本法等の「障害者」の定義をめぐり、国会（平成23年6月15日衆議院内閣委員会）で審議されたものを反映したものです。

（2）社会的障壁

社会的障壁については、障害者基本法及び障害者差別解消法における「社会

的障壁」と同一の定義を行い、その内容を確認しています。

(3) 合理的な配慮

「合理的な配慮」が、障害者権利条約においても採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであることを明確にするため、定義を行い、その内容を確認しています。また、第3条第2項において、「合理的な配慮」を行うに当たっての基本的な考え方を示しており、これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的に施す」ものではなく、障がい者の基本的人権の享有を確保するために必要なものであることを明らかにしています。

(4) 行政機関等

「行政機関等」は、障害者差別解消法において、差別の禁止（差別的取扱いの禁止・合理的な配慮の提供義務）の対象とされているものです。この条例案では、同法と同じく、この用語を使用することとしています。

障害者差別解消法における「行政機関等」は、①国の行政機関、②独立行政法人等、③地方公共団体、④地方独立行政法人、とされていますが、条例案でこの用語を使用するに当たっては、国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であることや差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることを踏まえて検討を行いました。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会では、関係団体からの聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口で相談しづらい場合があることなどが指摘されたことを踏まえ、「行政機関等」には、県のほか、県内の市町、特別地方公共団体、地方独立行政法人を含めることとしました。

(5) 地方独立行政法人

「行政機関等」に含めることとした地方独立行政法人について、定義を設けたものであり、その内容は障害者差別解消法と同じです。

(6) 事業者

事業者は、差別の禁止（差別的取扱いの禁止・合理的な配慮の提供義務）の対象とされていることから、「事業者」の範囲を明らかにするため、定義を設けています。

定義では、障害者差別解消法の規定に従うこととしており、具体的には、「商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」です。

(基本理念)

第三条 共生社会の実現は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者基本法第三条各号に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 2 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮は、これが障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものであるとの考え方にのっとり、行われなければならない。
- 3 県は、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第四条 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。
 - 二 障がいを理由とする差別の多くが障がい者に対する理解(障がい者に対する肯定的認識を含む。以下同じ。)及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に策定され、及び実施されること。
 - 三 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要であるとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。
 - 四 障がい者が障がいを理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に策定され、及び実施されること。
- 2 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

※第四条の見出しは、第三条(基本理念)と共通

(趣旨)

条例案の基本理念を定めたものです。

この条例案では、基本理念として、①共生社会の実現に関する理念（第3条）、②施策の基本方針（第4条）、を定めています。

(1) 共生社会の実現に関する理念

共生社会の実現に関しては、障害者基本法第3条において、次の3つの理念が掲げられています。

- ①全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ②全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

この理念は、共生社会の実現に関する極めて重要な理念であることから、この条例案においても踏まえらるべきものであることを明記しました。

また、「合理的な配慮」を行うに当たっての基本的な考え方として、これが、不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものであることを明らかにしました。

更に、障がい者に関する施策については、「当事者のことを、当事者抜きに決めない (Nothing About Us Without Us)」との理念に従って策定・実施されることが求められていることから、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めることとしました。

(2) 施策の基本方針

①障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策の理念として、4つの理念を定めています。

(ア) 社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。

障がいの「社会モデル」の考え方を踏まえ、「障がいを理由とする差別

の解消は、社会の側において社会的障壁の除去の実施に努めなければならぬとの考え方を施策の基本に据えることを明らかにしました。

(イ) 障がい理由とする差別の多くが障がい者に対する理解（障がい者に対する肯定的認識を含む。）及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に策定され、及び実施されること。

障がいを理由とする差別については、一人ひとりの障がいに対する知識の不足、障がい者に対する意識の偏りに起因する面も大きいと指摘されていることから、障がい者に対する理解などを深める施策との一体的な策定・実施の重要性を明らかにしました。

このようなことから、「障がい者に対する理解」には、障がいについての理解と障がい者が置かれている状況に対する理解の双方を含みます。

なお、「障がい者に対する肯定的認識」は、障害者権利条約第8条の規定を踏まえたものです。

(ウ) 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要であるとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。

合理的な配慮については、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況等に応じて異なるため、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と行政機関等・事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいとされています。関係団体からも、こうした考え方を条例案に規定すべきであるとのご意見をいただきました。

そこで、建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを施策の基本に据えることを明らかにしました。

(エ) 障がい者が障がいを理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に策定され、及び実施されること。

いわゆる「複合差別」の問題を意識しつつ、差別の解消に取り組むことを明らかにしました。

「複合差別」とは、障がい者が障がいを理由とする差別のほか、女性

差別、年齢による差別、性的指向や人種に基づく差別などに直面することをいい、障がいを理由とする差別の解消を推進するに当たっては、これらの問題にも対応を図ることが必要であると言えます。そこで、条例案では、女性差別などを含む複合的な差別にも注意を払い、それらの差別の解消を図る施策と連携させていくことを明らかにしました。

(2) 施策の基本方針

②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策

障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を定めています。

この施策については、障害者基本法がその基本部分を定めているほか、他の法令にも関係規定が存在しています。そして、この条例案による施策は、これらの法令に基づく施策を具体化・補完するものであることから、これと障害者基本法等に基づく施策とを一体のものとして策定・実施することを規定し、相互の連携を明らかにしました。

(県の責務)

第五条 県は、前二条に定める基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。

(趣旨)

県の責務を定めるものです。

2つの責務のうち、第2項の責務は、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における議論において、県有施設や県内観光地施設の円滑な利用、避難所への避難の安全性確保などを推進すべきとする意見が出されたことを踏まえたものです。

(国等との連携協力)

第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

県が条例案の施策を実施する際の連携について定めるものです。

共生社会の実現に向けた施策の策定・実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者などとの連携協力を図ることが重要であることから、その旨を規定しました。

「関係機関、関係団体その他の関係者」については、行政機関のほか、障がい者施設、社会福祉協議会など、障がい者の支援等に携わる民間事業者、障がい者の団体などを想定しています。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(趣旨)

事業者の役割について定めるものです。

事業者については、障がい者を理由とする差別が禁止されており、差別の解消に必要な措置を講ずることが求められていますが、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会において、事業者の役割の規定を設けるべきであるとの意見が出され、関係団体からも、同様のご意見をいただきました。

そこで、これらの意見を踏まえ、事業者の役割として、県の施策への協力を努めることと事業活動を行うに当たって、共生社会の実現に主体的に取り組むことを規定することとしました。

差別の解消に必要な措置を実施することは、差別の禁止規定から当然に導かれるため、「共生社会の実現に主体的に取り組むこと」に含むものと整理しています。

(県民の役割)

第八条 県民は、共生社会を実現する上で障がい者を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるものとする。

2 県民は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(趣旨)

県民の役割について定めるものです。

一つは、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めることです。もう一つは、施策への協力、障がい者の意思の尊重に基づいた障がい者の自立・社会参加への主体的な支援を行うことです。

(障害者計画の策定に関する基本方針)

第九条 県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）その他の関係法令の理念を踏まえ、障害者基本法第十一条第二項の規定による障害者計画（第三十二条第一項において「障害者計画」という。）を策定するものとする。

(趣旨)

障害者計画の策定に関する基本方針を定めるものです。

障害者計画は、障害者基本法に基づいて策定するものですが、障害者虐待防止法や障害者雇用促進法などの法令に基づく取組を含めて策定されています。同計画が、県における障がい者施策の総合計画としての側面を有することに鑑みると、こうした状況を条例案で明文化しておくことが望ましいとの意見が障がい者差別解消条例策定調査特別委員会において出されました。

そこで、その趣旨を明確にするため、障害者計画の策定に関する基本方針を条例案に規定しました。

第二章 障がいを理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止)

第十条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)

第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

(趣旨)

行政機関等における障がい者を理由とする差別の禁止を定めるものです。

この条例案における差別の禁止（差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供）については、障害者差別解消法の規定を基本としています。

雇用差別については、障害者雇用促進法において紛争解決の仕組みが導入され、虐待については、障害者虐待防止法による虐待防止等の仕組みが導入されており、この条例案でこれらを規定する場合には、法律との調整が必要となるなどの課題があるため、雇用差別と虐待については、それぞれの法律での対応に委ねることとしています。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十二条 県(地方公営企業法第三章の規定の適用を受ける県の経営する企業を除く。)の機関及び地方独立行政法人(県が設立したものに限る。第十九条第四項において同じ。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十条第

一項に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。

(趣旨)

地方公共団体等職員対応要領に関するものです。

地方公共団体等職員対応要領は、障害者差別解消法において、行政機関等での差別の解消を実効的にするための措置の一つとして定められているものです。地方公共団体と地方独立行政法人は、作成が努力義務とされているため、この条例案では、それを義務化しました。

(不当な差別的取扱い等の事例の具体化)

第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。

(趣旨)

不当な差別的取扱い等の事例の具体化を図る措置を定めるものです。

不当な差別的取扱いについては、「何が差別に当たるのかが分かりにくい」との指摘があり、典型的な事例を条文で規定することも考えられます。一方で、典型的な事例を条文で規定した場合、それが社会情勢の変化によって典型的なものでなくなる場合があるほか、規定した事例以外のものに目が向けにくくなるなどの課題が考えられます。そのため、この条例案では、知事において事例の具体化を図ることにより、相談事例等を踏まえて柔軟に対応することとしました。

(社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備)

第十四条 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

(趣旨)

いわゆる「事前的改善措置」について定めるものです。

事前的改善措置は、障害者差別解消法第5条において定められているもので、不特定の障がい者を対象に行われるものが想定されている点において、「合理的な配

慮」とは異なる位置付けがなされています。この条例案における「事前改善措置」は、同法と同じ趣旨を定めたものです。

この条例案と障害者差別解消法との違いは、「意思の表明があるか否かにかかわらず」との文言を付加している点で、障がい者からの求めがある前に、積極的な改善に努めていくべきものであることを明確にしました。

(事業者への支援)

第十五条 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(趣旨)

合理的な配慮に関する事業者への支援を定めるものです。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取りにおいては、事業者による合理的な配慮の提供に関し、公的な支援を求める意見をいただきました。この条例案では、事業者による合理的な配慮について、障害者差別解消法と同じく、努力義務としていますが、事業者の努力に委ねるだけではなく、合理的な配慮を提供しやすい環境づくりを県において進めていくことが重要であると言えます。そこで、合理的な配慮に関し事業者を支援する規定を設けました。

事業者への支援については、情報の提供などのほか、経済的な支援も含みます。

第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制

(相談)

第十六条 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第十条及び第十一条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

2 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと。

二 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項の業務のほか、市町において応じた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。

4 県は、第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十五条に規定する不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するもの（次条第四項において「障がい者の権利利益を侵害するもの」という。）であると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

(県における相談員の設置)

第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 相談員は、前条第二項及び第三項の業務を行うものとする。

4 相談員は、前条第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

5 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 県は、第三項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員の確保に努めるとともに、相談員に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、

及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(趣旨)

差別事案に関する相談体制について定めるものです。

この条例案では、県の担当部局での対応の位置付けを図るとともに、相談員の設置（相談員が行う業務を含む。）について規定を設けることとしました。

相談については、障がい者のほか、障がい者の家族や障がい者の介助等を行う支援者なども行うことができます。

相談の対象となる事案は、条例で禁止する差別の事案となりますが、雇用差別や虐待などの事案について相談が寄せられることも考えられます。そこで、この条例案では、条例で禁止する差別の事案以外のものについて、関係行政機関を紹介し、当該機関での解決に結びつけていく役割を県が果たすことを規定しました（第16条第4項・第17条第4項）。

第二節 紛争の解決を図るための体制

(助言及びあっせんの申立て)

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。

3 第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

(趣旨)

差別事案の紛争解決（助言・あっせん）の申立てについて定めるものです。

この条例案では、相談を経ても解決が難しい差別事案について、知事が助言・あっせんを行うことにより紛争解決に当たることとしています。

助言・あっせんの申立てを行うことができる者は、差別事案を相談することができる者と同じです。

なお、事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になることもあるため、助言・あっせんの申立ての対象となる事案については、行為の日から3年以内のものとした。

(助言及びあっせん)

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でない認められるときは、この限りでない。

2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者(第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。)、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(趣旨)

助言・あっせんの手続について定めるものです。

助言・あっせんについては、知事が実施することとしていますが、第三者機関(三重県障がい者差別解消調整委員会)の意見を聴く(諮問する)仕組みを採用しました。これにより、知事による助言・あっせんの手続の公正中立性を担保しています(差別事案の当事者が県や県が設立した地方独立行政法人であるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会への諮問を義務付けています)。

(三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告)

第二十条 知事は、助言又はあっせんを行った結果明らかになった課題があると認めるとき又は次項の規定により三重県障がい者差別解消調整委員会から報告を受けたときは、当該課題又は報告について三重県障がい者差別解消支援協議会に報告するものとする。

2 三重県障がい者差別解消調整委員会は、前条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行った結果明らかになった課題があると認めるときは、当該課題について知事に報告するものとする。

(趣旨)

三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告について定めるものです。

知事が助言・あっせんを実施する際、事案の解決に関して課題(事業者の財政事情等により、合理的な配慮として対応できることに限界があるなど)の存在が明らか

かになることもあると考えられます。このような課題については、三重県障がい者差別解消支援協議会でその方策を検討することとしている（後述参照）ことから、その課題を同協議会が把握できるよう、知事が、同協議会への課題の報告を行う規定を設けました。

また、上記のような課題は、諮問に応じる三重県障がい者差別解消調整委員会においても把握することが考えられるため、同委員会から知事に報告する旨を定めています。

（勧告）

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、差別事案に該当する行為をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（趣旨）

助言・あっせんに関する勧告について定めるものです。

助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者に委ねられています。しかしながら、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合に、何らの措置も行わないこととすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、当該手続の意義が損なわれるおそれがあります。

そこで、正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたとされる当事者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すこととしました。

（意見の聴取）

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（趣旨）

勧告を行う前の意見の聴取について定めるものです。

勧告は、法的な拘束力のないものですが、事業者等の活動に事実上の影響を与えることも考えられることから、手続の適正を担保するため、意見聴取の手続を定めました。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

(趣旨)

知事が実施した助言・あっせんの状況の公表について定めるものです。

助言・あっせんについては、知事が当事者双方の言い分を聞き、三重県障がい者差別解消調整委員会の答申を踏まえるなどしながら行うものであり、どのような行為が差別的取扱いや合理的な配慮の不提供として問題になるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのかについて有力な指針を提供するものと言えます。

そこで、他の事案の発生防止や他の事案が発生した場合の自主的解決の基準の形成に資するよう、助言・あっせんの状況を公表することができることとしました。

(三重県障がい者差別解消調整委員会)

第二十四条 第十九条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

三重県障がい者差別解消調整委員会の組織について定めるものです。

三重県障がい者差別解消調整委員会の委員については、様々な立場の意見を反映

することができるよう、有識者のほか、障がい当事者や障がい福祉に従事する者、事業者など、様々な立場の人が任命されるようにしています。

第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

(障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援)

第二十五条 県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援について定めるものです。

障がい者が安心して暮らすことができる社会を実現するに当たっては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、施設入所支援などの障害福祉サービスに従事する者が重要な役割を担うこととなります。しかしながら、現状においては、障害福祉サービスに従事する者が十分に確保されておらず、その充実を図る取組が求められています。そこで、人材の育成のための取組について、条例案で規定することとしました。

(教育)

第二十六条 県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及びその設置する学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携を図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(趣旨)

障がい者である児童・生徒に対する教育について定めるものです。

障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けること（いわゆる「インクルーシブ教育」）に関しては、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取り調査等において、様々な課題が指摘されました。そこで、この条例案では、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするための施策や障がい者に対する理解等を深める教育の推進、関係者間の連携について規定を設けることとしました。

(就労の支援に係る情報の共有等)

第二十七条 県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。

(趣旨)

就労の支援に係る情報の共有等について定めるものです。

障がい者の就労については、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取り調査等において、様々な課題が指摘され、特に、就労の継続について課題が多いとのご意見をいただきました。そこで、この条例案では、就労の支援に関する規定を設けることとし、就労の機会の確保・拡大や就労の継続について、関係者間の緊密な連携による情報の共有等を図ることとしています。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十八条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。

3 県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の提供等が切れ目なく行われるようにするため、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の定めるところによる。

(趣旨)

「情報の利用におけるバリアフリー化等」（いわゆる情報保障）について定めるものです。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取り調査等では、例えば、聴覚障がい者については、手話通訳者などの人的支援が必要だが、人件費がかかる、視覚障がい者については、社会に出ると支援が途切れてしまうなどの課題があることが指摘されました。

そこで、この条例案では、情報保障について規定を設けることとしました。

(災害時等における支援)

第二十九条 県は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項に規定する指定避難所（次項において「指定避難所」という。）において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支

援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び指定避難所、災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所その他適切な避難場所への障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(趣旨)

災害時等における支援について定めるものです。

東日本大震災では、障がい者の犠牲者の割合について、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったと言われており、災害その他の非常事態が発生した場合に、障がい者が取り残されることを防止することが重要な課題となっています。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取り調査等では、「福祉避難所は遠く、近い避難所は環境が悪くて避難したくない」といった声があり、一時避難所での対応についても改善が必要であること、災害発生時の避難所に関して、不安を感じている当事者も少なくないことが指摘されました。

そこで、この条例案では、災害時その他の非常事態における対応について規定を設けることとしました。

(選挙等における投票の支援)

第三十条 県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十七条に規定する点字投票その他の選挙人による投票を支援する制度の周知その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(趣旨)

選挙等における投票の支援について定めるものです。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取り調査等では、選挙権の行使に関して課題があることが指摘されました。そこで、この条例案では、点字投票等の制度の周知をはじめ、障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進する規定を設けました。

(啓発活動)

第三十一条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、障がい者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについての理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発活動を行うものとする。

3 県は、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が深められるよう、障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明、社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発その他の啓発活動を行うものとする。

4 県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行うものとする。

(趣旨)

啓発活動について定めるものです。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聴き取り調査等では、啓発活動がいまだ十分効果を上げていないことが指摘されるとともに、障がい・障がい者への理解を深める啓発活動が必要であるとのご意見をいただきました。

そこで、この条例案では、具体的な例示を行いながら、啓発活動について詳細に定めることとしました。

第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進

(共生社会の実現に向けた施策に関する計画)

第三十二条 県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

(趣旨)

共生社会の実現に向けた施策を計画に盛り込むことを定めるものです。

障害者基本法は、障害者計画を定めることとしており、障がい者に関する施策は障害者計画に基づいて実施されます。この条例案の施策は、障害者基本法その他の関係法令と相まって展開するものであることから、障害者基本法などに基づく施策と条例の施策とを一体的に運用していくことが望ましいと考えられます。

そこで、条例の施策を障害者計画に定めることとしました。

障害者計画は、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴いて策定され、その実施状況が同協議会によって監視・評価されることになっているため、障害者計画に条例の施策を定めることにより、三重県障害者施策推進協議会による施策の推進体制が確保されます。

(三重県障がい者差別解消支援協議会)

第三十三条 障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第一項に規定するもののほか、同項に規定する事項の処理の結果明らかになった課題及び第二十条第一項の規定により知事から報告を受けた課題を解決するための方策について調査研究を行うものとする。

4 協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障がい者その他の関係者及び県民の参加の下に、当該事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする。

5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(趣旨)

三重県障がい者差別解消支援協議会の組織について定めるものです。

障害者差別解消法は、国・地方公共団体の機関で、医療・介護・教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（関係機関）は、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる」と規定しています（第17条第1項）。本県では、これに基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置しているところですが、同法は、協議会の設置を任意としていることから、条例で設置を義務化することとしました。

三重県障がい者差別解消支援協議会は、相談事例の共有等障がい者差別の解消に向けた取組の推進のほか、助言・あっせんの手続で取り扱った紛争などを通じて明らかになった課題について調査研究を行うこととしています。

また、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会においては、障がい者差別の解消に向けた取組を進めるに当たり、差別事案の相談や助言・あっせんがどのように処理されたかを検証していくことが重要であり、その点を条例で担保すべきであるとの意見が出されました。

そこで、この条例案では、三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談等の実施状況の検証やその結果の周知を行うこととしました。

第六章 雑則

(財政上の措置)

第三十四条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

財政上の措置について定めるものです。

条例に基づく施策を推進するに当たっては、一定の財政措置が必要になることから、その点を担保するため、財政上の措置の規定を設けました。

(規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

規則への委任について定めるものです。

この条例案では、助言・あっせんの手続を定めており、申立ての書式を定めるなどの必要があるため、これらの処理を円滑に行うため、規則への委任規定を設けました。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三十二条、第三十四条及び第三十五条並びに附則第二項の規定 公布の日
 - 二 第十七条から第三十一条まで及び第三十三条並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

(趣旨)

条例案の施行期日について定めるものです。

条例の施行に際しては、県民・事業者に対し、条例の目的、基本理念、施策等の内容を十分に周知しておく必要があります。また、条例案で規定するものの中には、相談体制や紛争解決を図る体制など、その準備に一定の期間を要するものがあります。

そこで、6月定例会で成立した場合を想定し、①条例の基本となる部分については、平成30年10月1日から施行、②相談体制など、準備期間が必要なものについては、平成31年4月1日から施行、という考え方で施行期日を整理しました。

なお、準備のために必要な行為については、公布の日から施行することとしています。

(準備行為)

- 2 相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任のために必要な行為、第二十四条第七項の規則の制定その他の準備行為は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前においても行うことができる。

(趣旨)

条例の施行に向けた準備行為について定めるものです。

条例の施行時に、相談体制や紛争解決を図る体制を速やかに発足させるためには、相談員の任命などを事前に進めておく必要があるため、相談体制等の規定を施行する前から準備作業を行えることとしました。

(助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例)

- 3 この条例の公布の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、第十八条第三項に規定する期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から起算して六月以内に限り、同条第一項の申立てをすることができる。

(趣旨)

助言・あっせんの申立てに関する期間の特例について定めるものです。

紛争解決を図る体制については、平成31年4月1日からの施行を予定しており、その間に申立期間（行為の日から3年）を経過してしまうことが考えられます。そのような場合、申立てができなくなることを当事者の責めに帰すことができないことから、申立期間を延長する措置を講じ、申立権を保障することとしました。

具体的には、条例の公布の日から平成31年3月31日までの間に、差別事案が発生した日から3年を経過してしまうものについては、平成31年4月1日から6月以内に限り、助言・あっせんの申立てをすることができます。

(検討)

- 4 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(趣旨)

検討条項について定めるものです。

障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しが、条例の施策に影響を与えることが想定されるため、条例の見直しについては、これらの関係法律の見直しの状況を勘案するものとししました（これの典型例としては、障害者差別解消法附則第7条（見直し規定）による見直しが挙げられます）。